

令和2年6月5日

新国立劇場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「財団」という）が、新国立劇場の設置者である独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「設置者」という。）から委託を受けて運営する新国立劇場（以下「施設」という。）における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき事項を整理したものである。

財団活動の再開、継続、中断の判断にあたっては、引続き、施設が所在する東京都知事からの要請等を踏まえるとともに、現代舞台芸術の実演家の意向の把握及び関係団体との連携にも努め、適切に対応する。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の地域における動向や専門家の知見、施設の利用者等の意見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

1. 感染防止のための基本的な考え方

財団は、現代舞台芸術の公演（以下「公演」という。）、現代舞台芸術の実演家、舞台技術者に係る研修（以下「研修」という。）及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用（以下「展示・公開等」という。）を主たる目的とした施設の特性、公演、研修及び展示・公開等事業（以下「事業」という。）の規模及び態様を十分に踏まえ、施設の利用等のために来場する者（以下「来場者」という。）、出演者及び公演の開催に携わるスタッフ（以下「公演関係者」という。）、施設内及びその周囲において、当該施設の管理・運営に従事する者（財団、派遣会社及び業務委託先の職員等を含む。以下「従事者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要となる負担を勘案しつつ最大限の対策を講ずるものとする。その際、来場者及び公演関係者に高齢者が比較的多数を占めると予想される事業においては、感染した場合のリスクが高いことから、より慎重な対応を検討する。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられるため、こうした環境の発生を極力防止するなど、すべての主体が相互に感染回避に徹底して取り組むこととする。

2. 財団が講ずる具体的な対策

A. リスク評価

財団は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染（①）及び飛沫感染（②）のそれぞれについて、来場者、公演関係者及び従事者（以下「来場者等」という。）の動線や接触等を考慮したリスク評価を行う。

加えて、自ら主催する公演をはじめ多くの公演が、大規模な人数の移動や県境をまたいだ移動が惹起される公演や催物等となることを踏まえて、集客施設としてのリスク評価（③）及び地域における感染状況のリスク評価（④）を行うものとする。その際、東京都において示される対応とリスク評価（③④）に基づいて、それらの公演や催物等の実施の可否について判断する。公演や催物等を中止すべきとの判断に至った場合は、できるだけ速やかに来場者等に対してその旨を周知する。貸劇場公演主催者等に対しても、当該判断に基づき公演や催物等の自粛を要請する。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価し、高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、レジ、蛇口、手すり、エスカレーターのハンドレール（移動手すり）、エレベーターのボタン、券売機 等）をリストアップする。

② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、事業の態様を踏まえ、人と人との距離や位置、方向、施設内で大声での対話等が頻発する場所等の状況を評価する。

③ 集客施設としてのリスク評価

事業の実施にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人の距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの施設の来場実績等に鑑み、評価する。

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響について日々確認し、評価する。

財団は、リスク評価（①②）を踏まえ、事業の実施及び当該施設の管理に際し以下の措置を講ずるとともに、従事者への指示、公演関係者、貸劇場公演主催者への要請や来場者への周知を図る。

B. 劇場関係（公演等事業）

（１）来場者に対する対応策

① 来場者への事前周知・広報（ウェブサイト、掲示物等）

ア）感染予防のため、以下の事項を来場の際の注意事項として事前周知・広報する。

- ・ 咳エチケット、マスク着用、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 人と人の適切な距離（最低 1m）の確保の徹底
- ・ 37.5 度以上の発熱のある方には、来場を控えていただくこと
- ・ 発熱に加えて下記の症状のある方も同様に来場を控えていただくこと
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等
- ・ 高齢者や基礎疾患のある方で来場を見合わせたい方及び上述の症状があり来場を控えていただく方にはチケットの払い戻しを行うこと
- ・ 来場前に検温をしてくださるようお願いすること
- ・ 客席内での会話は控えていただくこと
- ・ 公演中の来場者同士の接触は控えていただくこと
- ・ ブラボー等の声援については、当面の間、禁止すること
- ・ 適切な感染予防措置の一環で座席の間隔を空けて配席しているが、感染対策上、座席の移動は禁止すること

- ・着席時に、自席の前を通る他の観客があった場合、接触を避ける協力をお願いすること
- ・オペラグラスやひざ掛けの貸出は、当面の間、取りやめること
- ・お客様対応スタッフ（ボックスオフィス（チケット販売窓口）担当、劇場案内担当等）はマスクを着用すること（一部のスタッフは手袋も着用すること）
- ・十分な換気を施すため、客席内の室温が適温にならない場合があるため、寒暖に配慮した備えを各自でご用意いただきたいこと
- ・クロークを閉室するため、手荷物は少なめにしてご来場いただきたいこと
- ・出演者等へのプレゼント、差し入れ等は控えていただきたいこと
- ・楽屋口での出演者等の入り待ち、出待ちは当面の間、禁止すること
- ・目や耳に障害を持つお客様への観劇サポート等の障害者向け観劇サービスは、感染症対策を十分に検討し、必要な場合には実施内容を変更・縮小し、十分な対策が取れない場合には中止する。

イ) 以下の方には入場をお断りする（チケットは払い戻し可）ことを事前周知・広報する。

- ・各劇場入口に設置するサーモグラフィにて 37.5 度以上の発熱の可能性が見られ、検温の結果 37.5 度以上の発熱が明らかになった方
- ・過去 2 週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をされた方
- ・咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等による体調不良の方
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある方
- ・過去 2 週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある方

ウ) 来場者の氏名及び連絡先等の把握が必要になることを事前周知・広報する。

- ・来場者から感染者が発生した場合には、来場者の氏名及び緊急連絡先の保健所等の公的機関への提供や他の来場者への連絡が必要となるため、来場者全員に対し、来場者カードへ氏名、連絡先、座席番号等の記入をお願いすること
- ・来場者自身も自ら来場日時、公演名、座席を記録、またはチケットを保管していただきたいこと
- ・導入が検討されている接触確認アプリ等を活用する場合、その旨を事前に周知すること

エ) 感染予防対策として当初予定が変更となる場合があることを事前周知・広報する。

- ・密集回避策として開場時刻を予定より早める場合や休憩時間を予定より長くする場合があること
- ・実際に開場時刻や休憩時間が変更となる場合、その内容について告知
- ・その他、感染予防対策として当初の予定が変更となる場合、その内容について告知

②お客様対応スタッフ（ボックスオフィス（チケット販売窓口）担当、劇場案内担当等）

への感染予防策の事前周知と実施

ア) 基本的な感染予防策の実施

- ・咳エチケット、マスク着用（一部の担当者は手袋も着用）、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底
- ・人と人との適切な距離（最低 1m）の確保の徹底

イ) 検温とその記録

- ・各自日々検温を行い記録し、各業務請負会社が記録を確認して保管する。
- ・37.5 度以上の発熱がある者は出勤させない。
- ・発熱に加えて下記の症状のある者も同様とする。

咳、呼吸困難、倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等

ウ) 当日検温を忘れた者がいた場合、ロッカールームにて体温計で検温を行い、37.5 度以上の発熱がある場合、すみやかに帰宅させる。

エ) 各業務請負会社にて担当者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また担当者から感染者が発生した場合などに、氏名、緊急連絡先及び検温記録等の情報について、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを、事前に担当者に対して周知する。

オ) ユニフォームのこまめな洗濯

③ 公演当日の来場者への対応

ア) 来場者の氏名及び連絡先等を把握する。

- ・来場者から感染者が発生した場合には、来場者の氏名及び緊急連絡先の保健所等の公的機関への提供や他の来場者への連絡が必要となるため、来場者全員に対し、入場時に来場者カードへの記入又は電子データにて氏名、連絡先、座席番号等の登録をお願いする。
- ・取得した名簿等の保管には、個人情報保護の観点から十分な対策を講じる。

イ) 入場から終演までの対応

- ・開場時刻を従来より早める。
- ・休憩時間を従来より長くする。
- ・その他、次項「来場者が利用する施設内の各所における対応策」を参照。

ウ) 退場時の対応

- ・密集状況が生じないように、客席ゾーン別に時間差での退場を行うなどの工夫を行うこととし、予め掲示、アナウンス等により周知する。
- ・終演時に適切なアナウンス及び誘導を行う。
- ・楽屋口等での出待ちは、当面の間、禁止することとし、予め周知する。

(2) 来場者が利用する施設内の各所における対応策

- * 以下の①②⑦⑧⑨の各所については、公演鑑賞以外の目的の利用者がおり、これを含む。

① メインエントランス、メインエントランスホール等

ア) 施設の開館の際には、少なくともドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を適切に行う。また、換気設備の適切な運転・点検を実施するとともに、施設内の換気を十分に行う。なお、消毒液は、当該場所に最適なものをを用いるようにする。

(以下、消毒に関する記載において同じ。)

イ) 手洗い・手指の消毒を励行するとともに、施設の入口に、手指消毒用の消毒液を設置する。不足が生じないように定期的な点検を行う。必要に応じて、入口数を制限する。

ウ) 常時換気を行う。

エ) ベンチや手すり等について定期的に消毒を行う。

オ) オペラパレスのエスカレーターを使用の際、ハンドレール（移動手すり）の消毒を行う。

② 総合インフォメーション、メインボックスオフィス、サブボックスオフィス、プロムナードボックスオフィス及び小劇場ボックスオフィス並びにモギリ手前仮設カウンター

ア) 総合インフォメーション、各ボックスオフィス及びモギリ手前仮設カウンターについて

- ・アクリル板や透明ビニールカーテンにより来場者との間を遮蔽する。
- ・当該アクリル板や透明ビニールカーテンは定期的に消毒する。

イ) カード決済時は、お客様ご自身でカードリーダーに入れてもらうなどの対応を依頼する。

ウ) チケット購入等のために密な行列ができないよう、最低 1m の間隔を空けた整列を促す、間隔を示したマーカーを貼る等、工夫する。

③ オペラパレス、中劇場及び小劇場（以下「各劇場」という。）入口（モギリ）

ア) 手洗い・手指の消毒を励行するとともに、各劇場入口に手指消毒用の消毒液を設置する。

イ) 会場入口の行列は、最低 1m の間隔を空けた整列を促すためのマーカーを床に貼付する等、人が密集しないよう工夫する。

ウ) 来場者の検温を行う。

- ・ チケットモギリの手前にサーモグラフィを設置する。
- ・ 37.5 度以上の熱のある来場者には、看護師が待機する別のスペースに誘導する。
- ・ 再度、体温計にて検温し、37.5 度以上の発熱が確認された場合、入場をお断りする。（チケット払い戻し用紙等をお渡しの上、お帰りいただく。）

エ) 入場時のチケットもぎり方法を工夫する。

- ・ 来場者が自分で半券を切って箱に入れることを検討する。
- ・ モギリスタッフは、目視で確認し、自ら半券を切れない来場者の手助けをする。

④ 各劇場付属サービス等

ア) プログラム販売

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を検討する。
- ・ 販売カウンターでは、人と人との適切な距離（最低 1m）をとって整列させる。
- ・ 販売に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底する。
- ・ 販売カウンターにアクリル板や透明ビニールカーテンを設置し、購買者との間を遮蔽する。
- ・ 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。

イ) 以下のサービスについて、当面の間、取りやめとする。

- ・ 各劇場クローク（大きな荷物は各劇場インフォメーション等で預かることとする。）
- ・ オペラグラスやひざ掛けの貸し出し
- ・ 物販

- ・各劇場buffe
- ・託児サービス
- ・チラシ・アンケート等の手渡しによる配布（テーブル置きとする。）
- ・給水機の使用
- ・うがい薬のトイレへの設置

ウ) トイレ

- ・トイレの手洗い用洗剤を置く。
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・トイレは蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・トイレの混雑が予想される場合、できるだけ間隔をあけて整列するよう表示し混雑緩和に努める。
- ・男性用小便器の利用に当たっては、一つおきに使用するよう利用者に周知する。（設置が2台の場所については、並んで使用しないよう周知する。）

エ) 喫煙スペースでは、できるだけ人と人との間隔を空けて利用するよう促す。

⑤ 各劇場ホワイエ（オペラパレスプロムナードを含む）

ア) テーブルや椅子等を最小限の数とする。

イ) 以下の物品等の消毒をこまめに行う。

- ・テーブル、椅子、常置のベンチ等の物品
- ・階段、客席2, 3, 4階ホワイエの手すり等

ウ) 公演の前後、休憩時間に対面での飲食や会話を回避するよう表示や館内放送等により促す。

エ) 常時換気に努める。

オ) 各劇場インフォメーション及び仮設カウンター等について

- ・アクリル板や透明ビニールカーテンにより来場者との間を遮蔽する。
- ・当該アクリル板や透明ビニールカーテンは定期的に消毒する。

⑥ 各劇場客席

ア) ドアノブ、椅子の背もたれ、ひじ掛け、座面等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行う。

イ) 換気設備の適切な運転・点検を実施する。開場時及び休憩時間に扉や窓等を開放し、外気を取り入れる。公演中においても、換気に関して通常は二酸化炭素濃度を 800ppm 以下に抑えるよう設定している数値を、更に引き下げることで換気効果を高める。

ウ) 配席の間隔を前後左右空けることとする。

エ) 座席の最前列席は舞台上から十分な距離を取ることとする。

オ) 観客に以下の事項の要請等を行う。

- ・マスクを着用すること
- ・客席内での会話は控えること
- ・公演中の来場者同士の接触は控えること
- ・ブラボー等の声援については、当面の間、禁止すること
- ・座席の間隔を空けて配席しているが、座席の移動は禁止すること
- ・着席時に、自席の前を通る他の観客があった場合、接触を避けるよう協力を願うこと

⑦ レストラン

当該業務請負業者に対して、設置者と協議の上、以下を要請する。

ア) 来場者への事前周知・広報と実施

- ・来場者の基本的な感染予防策
 - 咳エチケット、マスク着用、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底
 - 人と人との適切な距離（最低 1m）の確保の徹底
 - 37.5 度以上の発熱のある方には、来場を控えていただくこと
 - 発熱に加えて下記の症状のある方も同様に来場を控えていただくこと
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等
 - 来店前に検温をしてきていただくこと
 - 入店時に消毒液にて手指消毒をすること
 - レストラン内での大声での会話や接触は控えていただくこと
 - お客様対応スタッフ（レストラン従業員）はマスクを着用すること
 - 十分な換気を施すため、客席内の室温が適温にならない場合があるため、寒暖に配慮した備えを各自でご用意いただきたいこと
- ・以下の方には入場をお断りすること
 - レストラン入口にて、体温計で検温を行った結果、37.5 度以上の発熱がある方
 - 過去 2 週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をされた方

- 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等による体調不良の方
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある方
 - 過去2週間以内に国が水際対策として定めた国・地域への訪問歴がある方
 - ・来場者の氏名及び連絡先等の把握が必要になること
 - 来場者から感染者が発生した場合には、来場者の氏名及び緊急連絡先の保健所等の公的機関への提供や他の来場者への連絡が必要となるため、来場者全員に対し、来場者カードへ氏名、連絡先、座席番号等の記入をお願いすること
 - ・感染予防対策として、レストラン営業日やレストラン営業時間等、当初予定が変更となる場合があることを事前周知・広報する。
- イ) レストラン従業員の基本的な感染予防策の実施
- ・咳エチケット、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底
 - ・人と人との適切な距離（最低1m）の確保の徹底
- ウ) レストラン従業員の検温とその記録
- ・各自日々検温を行い記録し、当該業務請負会社が記録を確認して保管する。
 - ・37.5度以上の発熱がある者は出勤させない。
 - ・発熱に加えて下記の症状のある者も同様とする。
咳、呼吸困難、倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等
 - ・当日検温を忘れた者がいた場合、レストラン入室前に体温計で検温を行い、37.5度以上の発熱がある場合、すみやかに帰宅させる。
- エ) 当該業務請負会社にて担当者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また担当者から感染者が発生した場合などに、氏名、緊急連絡先及び検温記録等の情報について、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを、事前に担当者に対して周知する。
- オ) トイレ
- ・トイレに手洗い用洗剤を置く。
 - ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
 - ・トイレは蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
 - ・トイレの混雑が予想される場合、できるだけ間隔をあけて整列するよう表示し混雑緩和に努める。
- カ) その他、以下のとおり感染予防措置を要請する。

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済
- ・飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との距離が概ね 2m 以上となるような座席配置の工夫
- ・混雑時の入場制限
- ・施設内の換気の徹底
- ・食器、テーブル、椅子等の消毒の徹底
- ・ユニフォームや衣服のこまめな洗濯。

⑧ トイレ（1階サブボックスオフィス横、5階情報センター前）

- ア) トイレに手洗い用洗剤を置く。
- イ) 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ウ) トイレは蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- エ) トイレの混雑が予想される場合、できるだけ間隔をあけて整列するよう表示し混雑緩和に努める。
- オ) 男性用小便器の利用に当たっては、並んで使用しないよう、利用者に周知する。（いずれの場所も設置台数は2台）

⑨ 来場者用エレベーター（4, 5, 14, 15, 16号エレベーター）

- ア) 来場者用エレベーターについては、高齢者や障害のある方（介護者を含む）に優先して利用いただくよう、張り紙等で要請する。
- イ) ボタンや手すりをこまめに清拭消毒する。

⑩ エスカレーター（初台駅接続階段横、オペラパレスクロック前階段横）

- ア) ハンドレール（移動手すり）をこまめに清拭消毒する。

（3）公演関係者（出演者、指揮者、演出家等スタッフ）及び関連する従事者に対する
対応策（施設の利用場所：稽古場、各劇場の楽屋及び舞台等）

① 公演関係者・従事者への感染予防策の事前周知と実施

- ア) 基本的な感染予防策の実施
 - ・咳エチケット、マスク着用、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底

- ・人と人との適切な距離の確保の徹底

イ) 検温とその記録

- ・各自日々検温を行い記録し、制作担当者が記録を確認して保管する。
- ・37.5度以上の発熱がある場合には自宅待機とする。
- ・発熱に加えて下記の症状に該当する場合も同様とする。
咳、呼吸困難、倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等
- ・当日検温を忘れた者がいた場合、リハーサル室入室前に体温計で検温を行い、37.5度以上の発熱がある場合、すみやかに帰宅させる。

ウ) 公演関係者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演関係者から感染者が発生した場合などに、氏名、緊急連絡先及び検温記録等の情報について、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを、事前に公演関係者に対して周知する。

エ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

オ) 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある者は公演、稽古に参加できないこと

② 稽古期間の感染対策

ア) 稽古場立ち入り人員の制限と管理

- ・公演に直接関係のある者しか稽古場に入れない。
- ・稽古場での稽古参加者は、その日に必要な最小限度の人数とする。
- ・稽古場立入者全ての連絡先について、一時的に来訪する外部関係者を含め、把握する。
- ・各リハーサル室への当日入室者を記録する。

イ) 稽古場施設の飛沫感染・接触感染対策、換気対策

- ・各リハーサル室等入口及び稽古場事務所受付に手指消毒液を設置する。
- ・リハーサル室等の鍵の貸し出し時には、除菌シート等で鍵の拭き取り、消毒をする。
- ・リハーサル室（E, F 除く）の扉は常時開放。
- ・稽古内容等必要に応じて、アクリル板等を使用する。
- ・リハーサル室（E, F 除く）の扉は常時開放とし、人の密度や活動内容等に応じてサーキュレーターを設置・作動するなど換気機能を強化する。
- ・各スタジオ・Pルームはドアを閉めて使用可とするが、入口前に消毒液を設置。
- ・リハーサル室のロッカーは使用者をできる限り減らし、場所を固定する。

(不特定多数が共有しないようにする)

- ・リハーサル室内および室外廊下の待機スペースを広く確保する。
(スタッキングチェアを1m間隔で設置するなど)
- ・稽古場廊下のベンチは1席間隔で使用するよう貼り紙等で席を押さえる。
- ・給水機は使用中止する。
- ・ケータリングは中止する。
- ・飲食物は各自持参もしくは自動販売機のもののみ可とする。
- ・稽古終了後、リハーサル室内を消毒、換気を行う。

ウ) 稽古内容における対策

- ・外す必要のある状況以外、全員原則としてマスク(場合によりフェイスシールド)を着用。(忘れた人用の分を稽古場で用意)
- ・可能な限り間隔を広く開けて稽古を行う。
- ・休憩の頻度を増やし、休憩中は手指の消毒、換気を行う。
- ・リハーサル室に入る関係者は必要最少限の人数に絞る。そのために稽古内容も工夫する。
- ・人数が多くなる場面の稽古は極力短時間に抑える。
- ・リハーサル室が空いていればなるべく分散して稽古を行う。
- ・密接なコンタクトが必要な稽古も極力短時間に抑える。
- ・衣裳・小道具等を扱うスタッフは手袋を着用する。扱う人数を絞る。
手袋は日ごとに洗濯もしくは廃棄。

エ) 公演内容における対策

- ・密な状況となる演出を極力避けるよう演出家に相談する。
- ・来場者と接触するような演出(声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等)は行わない。
- ・客席をアクティング・エリアにしない。

③ 舞台稽古期間の感染対策

※基本的に稽古場期間と同様の方針を継続する。舞台稽古に特化した部分のみ記載する。

ア) 楽屋・劇場立ち入り人員の制限と管理

- ・稽古場と同様、入退室を記録する。

イ) 楽屋・舞台の飛沫感染・接触感染対策、換気対策

- ・各楽屋のドアをなるべく開放して、暖簾もしくはパーテーションで目隠しする。

- ・楽屋割振をなるべく密集しないようにする。
- ・各楽屋の化粧台を間仕切りする。
- ・楽屋内換気のため、可能な限り窓を開放する。
- ・人数の多い楽屋、密度の高い楽屋についてサーキュレーターを用意する。
- ・手洗い・手指の消毒を励行するとともに、舞台事務所や楽屋廊下等に消毒液を設置する。
- ・ヘアメイクスタッフは出演者との接触前後に手指消毒する。
- ・稽古終了後、各楽屋を消毒、換気する。
- ・稽古終了後、舞台上、客席も消毒、換気する。

ウ) 稽古内容における対策

- ・衣裳、ヘアメイク付き稽古は可能な限り回数を減らす。
- ・舞台上、舞台裏の出演者、スタッフの立ち位置、動線について、できる限り密な状態にならないように工夫する。

④ 本番期間の感染対策

※稽古期間と同様の方針を継続する。本番に特化した部分のみ記載する。

ア) 楽屋立ち入り人員の制限と管理

- ・楽屋面会、入り待ち、出待ちは全て禁止とする。
- ・プレゼント、花束渡しも遠慮してもらうよう周知する。

イ) 劇場の飛沫感染・接触感染対策、換気対策

- ・関係者チケットの現金精算を極力なくす（事前・事後の振込精算）。
- ・受付でのチケット引取を減らすため極力郵送する。
- ・関係者受付を設置する場合、アクリル板や透明ビニールカーテンを設置する。
- ・広報チケットも同様に極力事前送付する。

⑤ 各劇場楽屋事務所、稽古場事務所の感染対策

ア) アクリル板や透明ビニールカーテンにより遮蔽する。

イ) 当該アクリル板や透明ビニールカーテンは定期的に消毒する。

⑥ シャワー室（オペラパレス1階楽屋）の感染対策

ア) 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。

イ) シャワー室の利用に当たっては、一つおき以上の間隔をあけて使用するよう表示し混雑緩和に努める。

(4) 公演関係者（劇場常駐技術スタッフ等）及び関連する従事者に対する対応策
（施設の利用場所：舞台、組立場、搬出入口、諸作業場・室、稽古場等）

① 公演関係者・従事者への感染予防策の事前周知と実施

ア) 基本的な感染予防策の実施

- ・ 咳エチケット、マスク着用、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 人と人との適切な距離の確保の徹底

イ) 検温とその記録

- ・ 各自日々検温を行い記録し、各部署又は各業務請負会社が記録を確認して保管する。
- ・ 37.5度以上の発熱がある場合には自宅待機とする。
- ・ 発熱に加えて下記の症状に該当する場合も同様とする。

咳、呼吸困難、倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等

- ・ 当日検温を忘れた者がいた場合、作業場入場前に体温計で検温を行い、37.5度以上の発熱がある場合、すみやかに帰宅させる。

ウ) 公演関係者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演関係者から感染者が発生した場合などに、氏名、緊急連絡先及び検温記録等の情報について、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを、事前に公演関係者に対して周知する。

エ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある方

オ) 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある者は公演、稽古に参加できないこと。

カ) 本ガイドラインを、全員に周知徹底する。

② 公演準備計画立案時の要点

ア) 大人数が一か所に長時間滞在し密集を作ることを避けるため、余裕のある公演準備計画を作成すること。（仕込み、バラシ、衣裳合わせ、かつら合わせ、履物合わせ等）

③ 作業・本番時の要点

- ア) マスク・手袋等の着用
- イ) 各所に設置の消毒液による手指消毒
- ウ) 作業の区切り、待機、休憩（外出を含む）及び作業終了等に於ける流水と石鹼によるこまめな手洗い・消毒
- エ) 劇場内の仕込み・稽古時における可能な限りの定期的な（1～2時間を目安とする）換気
- オ) 施設内、設備機器等を中心とした作業エリア等、人がよく触れる場所の清掃と操作機器等（個人所有の道具、工具等の管理も含む）のこまめな消毒等
- カ) トークバックマイクやメガホン等を使用できる環境下においては、それらの機器を活用し大声の回避に努めること
- キ) ユニフォーム、作業着等のこまめな洗濯
- ク) 業務中、密集を避けるべく、常に人と人との適切な距離の確保を意識

④ シャワー室（オペラパレス1階楽屋）感染対策

- ア) 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- イ) シャワー室の利用に当たっては、一つおき以上の間隔をあけて使用するよう表示し混雑緩和に努める。

（5）貸劇場公演の場合の対応策

貸劇場公演主催者に対しては、以下に示すような感染防止対策が求められることを予め連絡し、具体的な対応について事前に報告を求める。当該主催者がこのような必要な措置を講じていないと認められる場合、財団は施設管理者として当該主催者に対し、必要な措置を講ずるよう要請する。

（公演前の対策）

① チケット販売方法、公演内容の検討

公演主催者は、公演の企画にあたって「3つの密」を回避するなど、感染を防止する方策を導入する。

- ア) 座席指定販売を行う（前後左右を空ける、舞台から客席まで十分な距離を取る）。
- イ) チケット購入者の連絡先が分かる販売方法を用いる。
- ウ) 開場時刻を早める・休憩時間を長くする。

エ) 客席をアクティング・エリアにしない、来場者と接触、声援を喚起する演出は行わない、等。

② 来場者への事前告知（当日の告知も含む）

財団が行う来場者への事前周知・広報（2. B. (1) ①）に準じて、来場者へ事前周知・広報を行う。

（ただし、チケットの払い戻しについては、貸劇場主催者の判断に基づく。）

③ 公演関係者（キャスト、スタッフ）への対応

財団が行う公演関係者への感染予防策の事前周知と実施（2. B. (3) ①）に準じて、公演関係者への感染予防策の事前周知と実施を行う。

（公演当日の対策）

① 来場者への対応

財団が行う公演当日の来場者への対応（2. B. (1) ③）に準じて、来場者への対応を行う。

なお、「来場者が利用する施設内各所における対応策」（2. B. (2)）については、当該主催者と財団とが協議の上、分担して行う。（2. B. (2) 中、④ア）、イ）物販を除く。）

② 公演関係者への対応

ア) 公演前の対策としての公演関係者への対応を継続するとともに、以下の事項を行う。

- ・ 公演の運営に必要な最小限度の人数とする。
- ・ 表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとるようにする。
- ・ 公演前後の手指消毒を徹底する。
- ・ 楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用する。
- ・ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにする。
- ・ 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努める。
- ・ その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずる。

- ・公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

③ 物販

- ア) 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を検討する。
- イ) パンフレット等の物販を行う場合、人と人との適切な距離をとって整列させる。
- ウ) 物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底する。
- エ) ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- オ) 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- カ) 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱いわない。

④ 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ア) 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行う。
- イ) 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ウ) 公演時間中であれば劇場内看護師と相談の上、速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。

(公演後の対策)

- ア) 公演ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存するよう努める。
- イ) 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ウ) なお、個人情報の保護の観点から、名簿の管理には十分な対策を講じる。

C. 研修所関係 (研修事業)

【研修事業関係者及び関連する従事者に対する対応策】

(施設の利用場所：研修講義室、稽古場、芸能花伝舎等)

① 研修所関係者・従事者への感染予防策の事前周知と実施

- ア) 基本的な感染予防策の実施

- ・咳エチケット、マスク着用、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底
- ・人と人との適切な距離の確保の徹底

イ) 検温とその記録

- ・各自日々検温を行い記録し、研修所が記録を確認して保管する。
- ・37.5度以上の発熱がある場合には、研修所に報告の上、自宅待機とする。
- ・発熱に加えて下記の症状に該当する場合も同様とする。
咳、呼吸困難、倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等
- ・当日検温を忘れた者がいた場合、研修に入る前に体温計で検温を行い、37.5度以上の発熱がある場合、すみやかに帰宅させる。

ウ) 研修所関係者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、研修所関係者から感染者が発生した場合などに、氏名、緊急連絡先及び検温記録等の情報について、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを、事前に研修所関係者に対して周知する。

② 分散登所等

ア) 研修中の密を避けるため、分散登所、稽古場の広さに合わせた受講人数の調整、広めの稽古場の確保及びオンライン授業の実施等、必要な対策を講じる。

イ) 分散登所に伴う研修生の居場所づくりに留意する。

③ 対人距離の確保等

ア) 接触感染防止対策

- ・必要に応じて各年次を複数のグループに分けたうえで、使用可能な場合は稽古場を複数個所にするなどして、研修上で求められる場合以外に接触しないように努め、研修生の席や研修生間に可能な限り最低1mの距離を確保する。
- ・授業の前後には、手洗い又は手指の消毒をこまめに行う。
- ・稽古着は毎日洗濯する。
- ・授業中に使用するタオル、水筒等は個人持参とする。

イ) 飛沫感染防止対策

- ・稽古場施設内で実施する座学では、最低1mの距離を確保して、極力対面とならないような工夫をする。
- ・ハードな運動量を伴う実技や歌唱稽古時を除き、極力マスクを着用する。

④ 施設の換気及び消毒策

- ア) 稽古中及び休憩中には、扉、または窓を出来れば2カ所以上開けて換気に努める。防音上で扉や窓を解放できない場合は、1時間に1回程度、稽古を中断して十分な換気を行う。また、空調は常時「換気」モードにする。
- イ) 他人と共有する器具・バー・机・椅子等は使用の都度消毒を行う。また、研修施設および稽古場の複数の人が触れる場所は適宜消毒を行い、机、ドアノブ等の箇所は、特に注意して消毒を行う。

⑤ 稽古における対策

- ア) ピアニストと歌唱者との間隔は十分な人と人との適切な距離をとり、アクリル板や透明ビニールカーテンの設置により、飛沫感染しないための対策を検討する。
- イ) 人数が多くなる場面の稽古は極力短時間に抑え、稽古場内外に複数人数が待機する場合は最低1mの距離を確保する。
- ウ) 登所日との組み合わせを工夫して、語学や聴講型座学等でのオンライン授業採用を検討する。
- エ) 稽古終了後は、すみやかに退室する。
- オ) 激しい動きや呼吸を伴う実技系カリキュラムについては、開始時期と研修内容を慎重に検討する。

⑥ その他の対策

- ア) 更衣室、控室への入室人数制限を設け、滞在時間を制限する。
- イ) 自習は、原則として不可とする。指導者の指示があった場合のみ、人数を制限して行えるものとする。
- ウ) 昼食については弁当持参を奨励し、屋外スペースや広めの公共スペースの利用を促し、研修生同士が向かい合わないよう間隔を空けて着席として、私語は控える。
- エ) 唾液等が付着したゴミ類は、ビニール袋に入れて密閉した上で廃棄する。
- オ) 研修生に対して、新型コロナウイルスに関する最新の正しい知識を身につけるとともに、これらの感染症対策について、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、段階に応じた指導を行う。
- オ) 本ガイドラインを、全員に周知徹底する。

D. 展示・公開等事業

【展示・公開事業に関する対応策について】

（施設の利用場所：情報センター、展示スペース（公開空地）及び情報コーナー）

① 来場者への事前周知・広報（ウェブサイト、掲示物等）と実施

ア) 基本的な感染予防策

- ・ 咳エチケット、マスク着用、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 人と人との適切な距離の確保の徹底
- ・ 37.5 度以上の発熱のある方には、来場を控えていただくこと
- ・ 発熱に加えて下記の症状のある方も同様に来場を控えていただくこと
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等
- ・ 来場前に検温をしてきていただくこと
- ・ 入室時に消毒液にて手指消毒をすること
- ・ 情報センター内等での会話や接触は控えていただくこと
- ・ お客様対応スタッフ（情報センター受付等）はマスクを着用すること
- ・ 十分な換気を施すため、客席内の室温が適温にならない場合があるため、寒暖に配慮した備えを各自でご用意いただきたいこと

イ) 以下の方には入場をお断りすること

- ・ 情報センター入口にて、体温計で検温を行った結果、37.5 度以上の発熱がある方
- ・ 過去 2 週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をされた方
- ・ 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等による体調不良の方
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者と濃厚接触がある方
- ・ 過去 2 週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある方

ウ) 来場者の氏名及び連絡先等の把握が必要になること

- ・ 来場者から感染者が発生した場合には、来場者の氏名及び緊急連絡先の保健所等の公的機関への提供が必要となるため、来場者全員に対し、利用者カードへの登録を促し、氏名、連絡先等の記入をお願いすること。ただし、グループでの利用の場合は、来場者全員の名簿の提出をもってこれに代用する。

エ) 感染予防対策として、開室日や開室時間等、当初予定が変更となる場合があることを事前周知・広報する。

② お客様対応スタッフ（情報センター受付等）を含む従事者への事前周知と実施

ア) 基本的な感染予防策の実施

- ・ 咳エチケット、マスク着用（一部の担当者は手袋も着用）、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 人と人との適切な距離の確保の徹底

イ) 検温とその記録

- ・ 各自日々検温を行い記録し、各業務請負会社が記録を確認して保管する。
- ・ 37.5 度以上の発熱がある者は出勤させない。
- ・ 発熱に加えて下記の症状のある者も同様とする。

咳、呼吸困難、倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等

ウ) 当日検温を忘れた者がいた場合、体温計で検温を行い、37.5 度以上の発熱がある場合、すみやかに帰宅させる。

エ) 各業務請負会社にて担当者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また担当者から感染者が発生した場合などに、氏名、緊急連絡先及び検温記録等の情報について、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを、事前に担当者に対して周知する。

③ 来場者が利用する施設内の各所における対応策

ア) 情報センター閲覧室、ビデオシアター、ビデオブース

・ 受付カウンター

- 来場者と対面で貸出手続等の作業を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより、来場者との間を遮蔽する。
- カウンター利用の順番待ちでは、最低 1m の間隔を空けて整列するよう促す。
- 利用カードは手渡しで受け取らない。利用者にトレイにおいてもらい、スタッフはカードに触れずにトレイに置かれたカードからバーコードを読み取る。
- 申込書の記入時には、利用者のボールペンを使用してもらう。筆記用具の貸し出しは極力避けるようにする。万が一利用者が使用した場合は、除菌シートでふき取る。
- 従事者は、受付カウンターを利用者ごと消毒する。

- 利用されたDVD、書籍は、除菌シートでふき取り、消毒する。
 - ・ 閲覧スペース、学習スペース
 - 対面での会話を回避する。
 - 座席等の間隔を置いたスペースとなるよう(前後左右1席空ける)配置を工夫する。
 - 従事者が使用する際は、使用の前後に、手洗いや手指消毒、デスク消毒を行う。
 - 利用者は、手にした書籍や閲覧した書籍を書架に戻さずに、ブックトラックに仮置きしてもらう。ブックトラックに置かれた利用済みの書籍は、従事者が1冊ずつ除菌シート清浄する。
 - ・ 蔵書検索用機器、閲覧用パソコン、視聴用機器等の設置スペース
 - 現行ではタブレットの提供。画面に保護シートを貼付、利用者が変わるとに消毒等を行う。保護ケースも同様に消毒を行う。
 - 来場者の社会的距離の確保。必要に応じ人数を制限する。
 - 来場者に対して、機器等の利用前と利用後に、手洗いや手指消毒の励行を促す。
 - ・ ビデオシアター、ブース：「三密」を避けられないため、当面の間、利用しない。
 - ・ 閲覧室入りロドア：
 - 閲覧室入りロドアは常時開放とし、少なくとも、1時間に1度は、屋上庭園の自動ドアを開けて、外気を取り入れ、換気を行う。
- イ) 初台アート・ロフト（メインエントランスホール、展示スペース、情報コーナー等）
- ・ 掲示物等にて、「3つの密」を避けるよう注意喚起する。
 - 人と人との適切な距離の確保
 - 展示作品の前に大勢の人数が滞留しないよう、掲示物で注意を喚起する。
 - ・ 直接手で触れることができる展示物(ハンズオン)は展示しない。
 - ・ 展示場所における会話制限を行う。
 - ・ 換気に努める。
 - ・ 情報閲覧用タブレット端末について、当面の間、利用停止とする。

E. 財団従事者関係（財団管理業務）

（1）従事者に対する対応策

（施設の利用場所：役員室、芸術監督室、芸術参与室、各部事務室、会議室、打ち合わせコーナー、サロン、防災センター、電話交換室、楽屋口受付、楽屋食堂、諸業務従事者控室・更衣室・ロッカー室等）

① 従事者への事前周知等

ア) 基本的な感染予防策の実施

- ・ 咳エチケット、マスク着用、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 人と人との適切な距離の確保の徹底

イ) 検温とその記録

- ・ 各自日々検温を行い記録し、各管理職職員が記録を確認して保管する。
- ・ 37.5度以上の発熱がある場合には、上司に報告の上、自宅待機とする。
- ・ 発熱に加えて下記の症状に該当する場合も同様とする。
咳、呼吸困難、倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等
- ・ 当日検温を忘れた者がいた場合、業務に入る前に体温計で検温を行い、37.5度以上の発熱がある場合、すみやかに帰宅させる。

ウ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある者は、自宅待機とする。

エ) 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある者は、自宅待機とする。

オ) 財団は、従事者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、従事者から感染者が発生した場合などに、氏名、緊急連絡先及び検温記録等の情報について、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを、事前に従事者に対して周知する。

② 新しい勤務態勢について

ア) 在宅勤務、時差出勤やウェブ会議を導入し、職場の密集の緩和に努める。

③ 役員室、芸術監督室、芸術参与室、各部署事務室、会議室、打ち合わせコーナー、サロン、防災センター、電話交換室

ア) 常時換気に努める。

イ) デスク、打ち合わせテーブル、椅子等のこまめな清拭消毒を行う。

ウ) 人と人との適切な距離（最低1m）を取るよう努める。

④ 楽屋口受付

ア) 手洗い・手指の消毒を励行するとともに、消毒アルコールを常置し、入場者の手指消毒の徹底を図る。

イ) 受付カウンターにアクリル板や透明ビニールカーテンを設置し、来館者との間を遮蔽。

ウ) 常時換気に努める。

⑤ 楽屋食堂

当該業務請負業者に対して、設置者と協議の上、以下を要請する。

ア) 業務請負会社に対する要請事項

・ 食堂従業員の基本的な感染予防策の実施

➢ 咳エチケット、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底

➢ 人と人との適切な距離（最低 1m）の確保の徹底

・ 食堂従業員の検温とその記録

➢ 各自日々検温を行い記録し、当該業務請負会社が記録を確認して保管する。

➢ 37.5 度以上の発熱がある者は出勤させない。

➢ 発熱に加えて下記の症状のある者も同様とする。

咳、呼吸困難、倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等

➢ 当日検温を忘れた者がいた場合、食堂入室前に体温計で検温し、37.5 度以上の発熱がある場合、すみやかに帰宅させる。

➢ 当該業務請負会社にて担当者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また担当者から感染者が発生した場合などに、氏名、緊急連絡先及び検温記録等の情報について、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されうることを、事前に担当者に対して周知する。

・ その他の感染予防措置

➢ 入店時に手指消毒のための消毒アルコール設置

➢ 混雑時の入場制限

➢ 施設内換気の徹底

➢ 食器、トレイ、テーブル、椅子等の消毒

➢ ユニフォームや衣服のこまめな洗濯

➢ 券売機の定期的な消毒

➤食事提供カウンターにアクリル板や透明ビニールカーテンを設置し、利用者との間を遮蔽

イ) 利用者の感染防止対策

・来場者の基本的な感染予防策

➤咳エチケット、マスク着用、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底

➤人と人との適切な距離（最低 1m）の確保の徹底

➤37.5 度以上の発熱のある者は、利用を控えること

➤発熱に加えて下記の症状のある者も同様に利用を控えること

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・聴覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等

・利用時の感染予防策

➤入店時に手洗い、手指消毒

➤注文待ちの列では、人と人との適切な距離を取ること

➤大声での会話は控えること

➤対面にならないように着席すること

⑥ 諸業務従事者控室、更衣室、ロッカー一室等

ア) 利用者は、入退室時に手洗いと手指消毒を徹底する。

イ) 常時換気に努める。

ウ) それぞれの部屋に適切な人数を超える人数が同時に入室しないよう努める。

⑦ トイレ（事務棟、技術棟、稽古場エリア、各劇場楽屋エリア、）

ア) トイレに手洗い用洗剤を置く。

イ) 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。

ウ) トイレは蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

エ) トイレの混雑が予想される場合、できるだけ間隔をあけて整列するよう表示し混雑緩和に努める。

オ) 男性用小便器の利用に当たっては、一つおきに使用するよう、利用者に周知する。

（設置が 2 台の場所については、並んで使用しないよう周知する。）

⑧ 従事者及び公演関係者用エレベーター（1, 2, 3, 6～13 号エレベーター）

ア) ボタンや手すりをこまめに清拭消毒する。

(2) その他、施設全般の対策として

① ごみの廃棄

ア) 鼻水、唾液などが付いたマスク等のごみは、ビニール袋に入れて紐を縛るなど密閉した上で捨てるよう表示する。

イ) ゴミを回収する従業員は、収集の際に手袋・マスクを着用するとともに、手袋・マスクを脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗ったうえで、手指消毒を徹底する。

② 清掃・消毒

ア) 不特定多数の人が触れる場所・機具等（ドアノブ、タッチパネル、ベンチ、エレベーターのボタン等）は、それぞれの器具類にあう消毒液等を用いてこまめに清掃・消毒を行う。

(3) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

ア) 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室（救護室等）へ隔離する。

イ) 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底する。

ウ) 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。

以上